

京都大學經濟學會

經濟論叢

第六十九卷 第三・四號

《社會經濟史特集》

- ヤスパースの歴史意識……………出口 勇 藏
- フォイエルバッハと市民革命（一）……………平 井 俊 彦
- ケネー學說における政策的背景（一）……………菱 山 泉
- プロシヤ農業變革についての一考察……………山 口 和 男
- 伏見酒造業の發達……………井 上 洋 一 郎
- クリストファー・ヒル編
- 『イギリス革命——一六四〇年』……………河 野 健 二

昭和二十七年三月

プロシヤ農業變革についての一考察

——「解放」の方式と賃銀労働者の創出——

山口和男

I 問題の提起

周知のように、一九世紀初頭プロイセンに於ては、有名なシュタイン・ハルデンベルグの「農民解放」の諸立法が行われた。この「農民解放」*Bauerbefreiung* は、直接的には、グーツヘルシヤフト内部の農民の「小農」化を意圖したものではあつたが、その結果は、むしろグーツヘルの農業資本家化を促進せしめ、プロイセン農業の資本主義化の進路を、この方向に——いわゆる「プロシヤ型」の道に——決定づけた。このグーツヘルの、農業資本家化、ユンカー化の過程は同時に、グーツヘル的農民から賃銀労働者が生れる過程である。小論はこのシュタイン・ハルデンベルグ改革を中心とするプロイセン農業の近代化、構造轉換、「プロシヤ型」賃銀労働者創出を見るための手がかりとして、「解放」の内容、方式を検討し、その中にある賃銀労働者創出の條件を指摘しようとするものである。因みに、これらの賃銀労働者は、その政治動向が、一八四八年の「三月革命」以後、一九世紀後半のプロイセンにおけるユンカーの政治支配に對して大きな意味を持つ點に於ても、きわめて興味深い¹⁾。ところで、一六世紀以來、東エルベの舊プロイセン領域に聳立して來たグーツヘルシヤフトは、一八世紀後半

以後、徐々に變質し、その古典的構成は、プロイセン絶對主義の「富國強兵」政策の一部としての農民保護政策により、又西歐における資本主義の發達と、その穀物需要の増大に應える、農業經營者としてグーツヘルの經營様式近代化の努力によつて漸次崩れていつた。このようなグーツヘルンヤフトの變質・經營様式の變革は、「改革」以後全般的にあらわれてくるプロイセン農業の資本主義化の準備過程と考えられる。

G. F. Knapp 及び T. v. Goltz はプロイセン農業の勞働制度の中に賃銀勞働者が出現するのは、「改革」以後であつて、「改革」以前には、農民層 Bauernstand は、一個同一の階級であり、グーツヘル的農民の内部に、賦役農民 dienstpflichtiger Bauer と農場日傭賃銀勞働者 Gutsagejöhner との分化は見られないとしてゐる。もともとの個々の日傭賃銀勞働者の存在は否定してゐないが、それらは極めて少く、只勞働に對する報酬 Lohnung の形態において賦役農民と異なるのみであつて、何等特殊な社會的階級を構成せず、従つてグーツ經營の勞働力は主として單一な階級としての農民層の賦役勞働によつて供給せられると考へてゐる。しかしながら一八世紀後半以後、三圃制經營の廢棄、改良三圃制經營の採用、クローバ栽培の開始、牧畜經營の集約化など、一連の技術的な農業革命が行われ、賦役勞働を必要ならしめる技術的條件は漸次消滅する傾向をもち、それに相應じて近代的な勞働制度——インストロイテノInstleuteを中心とする賃銀勞働制度——が準備されていたと考へられる。Robert Stein は資料にもとづいて「改革」前にも、賃銀勞働者層は存在し、その數においても、本來の賦役農民をはるかに凌駕してゐる事實を指摘して、クナツプやゴルツの見解を否定してゐる。⁵⁾「九世紀初頭のプロイセン農業變革は、本來フランス革命の相續人ナポレオンの壓力によつて、外的な衝撃によつて行われたものではあつたが、かかる客體的な條件を受容すべき、主體的條件は、それ以前に整備されておらねばならない。この意味において、

農民解放の前提的諸條件が考えられねばならない。

したがつて労働制度 Arbeitsverfassung の近代化——賃銀労働者階級の創出——の始點も、嚴密には、「解放」以前に求められるべきである。そして「解放」の過程そのものは、農民の一部分を獨立自營ならしめて分離させながら、農民を土地から分離させ、又は保有地の一部分を喪失せしめることによつて不安定にさせて、彼等の賃銀労働者化の前提をつくり、すでにグーツ經營の中に現れていた賃銀労働者と共に、彼等を強力に把握し、ユンカー經營の基礎として固定して行く過程と考えられるのである。ここでは、變革の全貌をうかがうための手がかりとして一八〇七年より一八二一年までの農民解放の諸立法の内容を検討しつつ、賃銀労働者創出の條件が指摘され、又それがどのような形態と特殊性を持つていたかが考察される。

- (1) たとえばヘンゲルスは、これらの東エルベの農村労働者が、ユンカー支配轉覆のために、獲得するべき政治的保身であると述べている。「フランスとドイツの農民問題」マルクス・エンゲルス選集 一七卷下 四五四頁
- (2) ゲーツヘルンシャフトの構造についてはクナップの古典的勞作 (G. F. Knapp: Die Bauerbevölkerung und der Ursprung der Landarbeiter in der älteren Theilen Preussens) を始めとして、多くの研究がなされている。林健太郎氏「獨逸近世史研究」高橋幸八郎氏編「近代資本主義の成立」等にはそれらが詳しく述べられてゐる。
- (3) 一八世紀以後のグーンヘルンシャフトの變質過程は Robert Stein: Die Umwandlung der Agrarverfassung Ostpreussens durch die Reform des neunzehnten Jahrhunderts. Bd. I. Die ländliche Verfassung Ostpreussens am Ende des achtzehnten Jahrhunderts. 1918. 正確に研究せられてゐる。
- (4) G. F. Knapp. Grundherrschaft und Rittergut. S. 19. 及び Goltz: Die ländliche Arbeiterklasse und der preussische Staat. S. 60.
- (5) Robert Stein: Ibid. S. 278. ここにシュタインは一七五〇年と一八〇二年における東プロイセンの人口構成を比較し、これを論證してゐる。

(6) 高橋幸八郎氏上掲書 一〇七頁以下、「プロシヤ農民解放の前提」参照。

II 一八〇七年以後の農民解放の諸立法

王領地農民に對する農奴制廢止の試みは、フリートリヒ一世および二世以來行われ、隸農性、賦役の廢止、土地所有權の附與は大體一九世紀初頭に實現せられたが、私的農民に對する改革立法は一八〇六年のイェナ敗戦以後、プロイセン國家の復興のための政策の一部として行われた。歴代のプロイセン絶對王政は、自由な「小農」の創設——その意識的目的が何であつたとしても——をその農村政策の一つの原則としたが、敗戦以後においてもこの原則は放棄されず、むしろ促進された。先づ

(1) 一八〇七年一〇月九日

「土地所有の簡易化、所有地の自由な使用及び農村住民の人格的關係に關する勅令」*Edikt betreffend den leichtern Besitz und den freien Gebrauch des Grundeigentums, sowie die persönlichen Verhältnisse bei Landbewohner*”

この勅令は一八一〇年十一月一日（聖マルテン祭）以後、農民の世襲隸農性 *Erbuntertänigkeit* が廢止されることを規定している。この世襲隸農性の内容は、勅令發布當時は不明瞭であつて、そのために多くの疑問をひきおこしたが、後になつてその内容も規定せられた。それは一つは *Gesindearbeit* の廢止と土地緊縛 *Schollenbindung, od. Gebundenheit an die Scholle* の廢止とそして第三に移住に關する解放金 *Loskaufgeld* 支拂の不要化である。

従つて賦役や領主裁判權 *Patrimonialgerichtbarkeit* の如き重要な束縛は尙殘存し、又狩獵權 *Jagdrecht* や租稅免除權 *Steuernfreiheit* などの貴族特權も廢止されなかつた。更に注目すべき點は、この封建性廢止が貴族の「國家が土地を我々に與えるならば、我々は農民に自由を與えよう」という領地擴大の要求と結びついていたことであり、勅令の第六條や第七條に見られる農民地の統合 *Einziehung* や併合 *Zusammenschlagung* したがつて農民追放 *Bauernlegen* の效果をも同時に有していたことである。又世襲封建性の廢止が農民の土地保有權の強弱に應じて梯形的に、行われた事である。すなわち世襲的ラツシーテン *erbliche Lasten* や尙良い權利を有する農民は發布と同時に（第二條）非世襲ラツシーテンや小作農民 *Pachtbauer* やその他の劣悪な保有權の農民は一八〇年のマルテン祭以後（第二條）という様に、行われた事である。

(2) 一八〇七年一〇月勅令に對する補足的命令 “*Die Verordnung wegen Zusammenschlagung häuslicher Grundstücke oder Verwandlung derselben in Vorwerkland.*”

〔東西プロイセンに對しては一八〇八年二月二十四日に出され、同内容の命令がシエレジアに對しては一八〇九年三月付で、ポムメルン及びノイマルク・クルマルクに對しては一八一〇年一月九日に出された〕この命令（ここではプロイセンに對するものを取り上げる）に於ては領地所有者の農民地の統合、併合についての條件を規定している。すなわち、農民保有地を、規準年度（東プロイセンでは一七五二年、西プロイセンでは一七七四年）によつて新舊兩保有地に分け、新舊民地については統合、併合が容易に認められ（とくに非世襲の場合）舊農民地については、土地取上げに對する若干の補償が與えられた。

これによつて、一八世紀以來維持されて來た農民地に對する保護は著しい限定をうけ、領地所有者の所有地擴

大を容易にし、且つ劣悪な保有権しかもたない小農民 *kleine Leute* を所有附與から除外する結果となつた。

(3) 一八〇八年七月二七日「東プロイセン・リタウエンおよび西プロイセンの王領地農民に對する所有權附與の命令」

“Verordnung wegen Verleihung des Eigentums an den Grundstücken der *Immediat* = *Einassen* in den *Domänen von Ostpreußen, Lithauen und Westpreußen.*” これは同地域における王領地農民の賦役・貢租を貨幣時代に轉化し、その二〇倍の價格を支拂うことによつて土地所有權が附與されることを規定している。

(4) 一八一一年九月一日「グーツヘルと農民との關係の調整に關する勅令」

“*Edikt betreffend Regulierung der gutsherrlichen und bäuerlichen Verhältnisse.*”

この勅令は、農民地——その保有が世襲的であるかと不定期的であるかと、又 *zeitpachtweise* であろうと區別なく、またその大きさにも關係なく——の保有者に一定の賠償によつて土地所有權を附與し、グーツヘルと農民との、グーツヘル農民的關係から生ずる權利と義務とを廢棄することを規定している。賠償は、通例土地割讓（世襲の場合三分の一、非世襲の場合二分の一）で行われることになつた。

この勅令は、廢棄されるべき權利と義務の比較評價が複雑で、貴族側及び農民側より抗議をうけ、又その後間もなく始められた戰爭の爲に、實現するに至らなかつた。しかしこの勅令發布に際して、*Hardenberg* の命によつて作製せられた *Regierungsrat von Raumer* の草案は、グーツヘルの利害を代表する議會 *Versammlung* によつて、大中の修正（例えば、非世襲のラッシーテンを世襲のラッシーテンから切離して *Pachbauer* と同じに取扱うなど）をうけたのであつた。ここに一八〇七年より一八一一年までプロイセン政府によつて保持されていた「解放」の原則

——「小農」創設の原則——が、グロツヘルの要求——農民の犠牲において、土地所有を擴大し、農業經營を近代化せんとする——によつて漸次後退せしめられて行く過程が見られるのである。

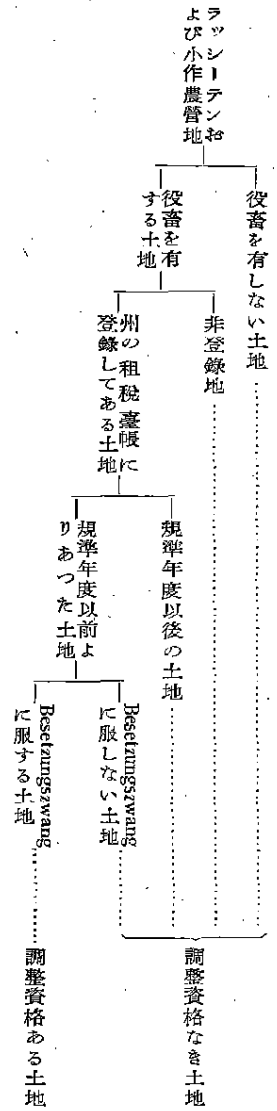
この一八一一年の勅令は、私的農民のみならず王領地農民（王領地農民に對する以前の改革で、除外されていた農民）にも適用されたのであるが、一八一二年には再び、王領地農民はこの規定から脱して、全範圍に互つて所有權が附與され、賠償の方式も土地割讓でなくて *Dienstgeld* となり、私的農民に對しては、出來なかつたところの全般的な「小農」創設の原則がグロツヘルの權力の及ばない王領地では實現された。

一八一三年に始る解放戰爭 *Befreiungskrieg* の期間中、農民は一八一一年九月一四日の勅令に於て約束された改革の實現を期待しつゝプロシヤ國家及びグロツヘルに對する忠誠と義務とを履行したのであつたが、戰爭後、土地の荒廢狀態と共に農民にもたらされたものは、より苛酷な改革の條件であつた。フランスに於ける戰爭とウィーン會議以後、現れた國際的反動の波は、このグロツヘル農民的關係の調整にも影響を與え、一八一六年の「宣言」は、農民の所有權附與・賦役廢止に、より限定された條件を加えることになつた。

(5) 一八一六年五月二九日の宣言

“*Deklaration des Edikts vom 14. September 1811 Wegen Regulierung der gutsherrlichen und häuslichen Verhältnisse*”

この宣言は一八一一年九月一四日の勅令の宣言といわれているが、内容的には全然新しい法令と考えられる。これは一八一六年より一八五〇年まで完全に有効であつた。その内容は調整資格 *Regulierbarkeit* の限定である。すなわち、



この表に見られるように、調整資格ある農地は四つの制限の下におかれている。先づ役畜を有する獨立の農業經營者 selbständige Ackerwirt としての所有者を有し、又その州の租税臺帳 Steueranschläge に登録されてあり、更に規準年度 (マルク・ボンメルンでは一七六三年二月一日、シレジアでは一七四九年七月一日、東プロイセンでは一七五二年、西プロイセンでは一七七四年) 以前より占有されており、且つグーツヘルがそこに農民を置くべき義務 Besetzungszwang を有した土地に限り調整が行われたのである。

かくして一八一六年の宣言は、先づ調整資格を極度に限定することによつて、多くの農民を調整から除外し、これらの調整無資格 unregulierbar な農民は更に賦役からも解放されず、他方における農民保護政策の失効によつて、賃銀労働者化を餘儀なくされたのであつた。又これによつて土地割譲や統合・併合によるグーツヘル所有地の擴大が生じ、賃銀労働力に對する需要も増大するという事情があらわれた。

(6) (a) 一八二一年六月七日「所有權、世襲賃貸・世襲小作によつて保有される土地に對する賦役、現物および貨幣給付の廢止に關する命令」 "Ordnung wegen Ablösung der Dienste, Natural- und Geldleistungen von..."

Grundstücken, welche eigentümlich, zu Erbzins oder Erbpachtrecht besessen werden."

賦役は、一八一六年の調整の原則に従つて廢止され、これに對する賠償は土地或いは貨幣で行われ、それが年地代で支拂われる場合は、二十五年分の支拂いによつて解放されることになつた。

給付 Leistung については、權利者、義務者いづれか一方の提案によつて、この給付を年地代に變え、これの二十五年分を支拂ふことによつて解放されることが出來た。

(b) 一八二二年六月七日の「共有地分割法」 Gemeinheitsheilungsordnung

耕地、草地、牧地、山林、およびその他の放牧地における放牧權、飼料、木材の共同採取、藁採取の爲の山林權、芝草、灌木、灌木、准土の採取權が廢止され各關係者の自由な所有物にされた。

この一八二二年の法令の中、共有地分割法の意義及び影響は後述するが、前者の Ablosungsordnung について注目すべきことは、この賦役および給付の廢止令が *lastische Besitz* であれ、又 *Erbpächter, Erbzinsleute, zinspflichtige Eigentümer* の場合であれ、共にその農民が *spannfähig* である場合に限られた事であつた。

以上の立法の効果は、どうであつたか？ 前記のべた如く、「解放」の直接的意圖は、苛酷な賦役と、隸農性によつて固縛されていたグーツヘル的農民に對して、「小農」化の可能性を與えることであつた。従つて、賃銀勞働者創出が、「解放」の直接の目的であり、結果であるとは言ひ得ないのである。しかしながらこの「小農」創設の原則は、グーツ經營の發展を阻害しないこと、従つてグーツヘルの没落は極力避けられるべきであるという限界を與えられていたのである。グーツ經營に對する國家的保護は、一八世紀末葉以來、行われており、例えば、フリードリヒ二世によつて創られた地主金融組合 *Landschaft* は、七年戰爭（一七五六年—一七六三年）による

貴族農場の荒廢、地價の下落、經營資金の缺乏等から貴族、グーツヘルを救ひ、その發展を援助した。ところが一九世紀初頭においてもナポレオンとの戦争による荒廢と軍稅 *Kriegskontribution* の負擔によつて、グール經營は危機に瀕し、又一八〇六年最高のビッグに達した穀物價格は、それと共に再び下落し始めた爲、グーツヘルの窮狀は甚しかつた。「このナポレオン戦争によつて蒙つた損害は、農民よりもはるかにグーツヘルがひどかつたといわれる。」

イエナ敗戦以後、プロイセン絶對主義の行つた復興政策は、先づ獨立して經營を行い得る農民層の創出が、つぎには、グーツ經營を正常な状態に保全することが、目標となつた。「道義 *Moralität* と宗教とを保持しつつ、革命の目的を達し」プロシヤ國家再興を目指した當時のプロイセン官僚は、このグーツヘルと農民との間に、互に他に依存しないで、自己の經營に對する自由を持ち得る状態を創ろうとした。しかし乍らグーツヘル農民的關係は、世襲封建性・賦役・貢納等を通じて、農民に對しては隸屬と強制とを課するものではあつたが、同時にそれは、グーツヘル的農民の生存を確保する條件であつた。かかる義務 *Pflicht* 權利 *Recht* の關係を顧慮せず、抽象的に「自由」の原則が適用されたためにその結果は、グーツヘルを有利にする以外の何もものではなかつたのである。グーツ經營の保全とその發展の促進か、それとも「小農」創設かという問題は、プロイセン官僚の中にも意見の對立をよびおこした。マックス・ウェーバーによれば「プロイセン官僚の内には、次の如く見解が分れてゐた。對立は、一方は一定の土地から可能な限り大きい生産物を獲得することを要求し、そして當時農業經營の最高度の集約性を示してイギリス農業制度を模範としてとらうとする、しかしこの場合農村人口の破滅をも辭せない見解であり、これは *Überpräsident von Schön* や、彼を圍む人々の意見であつた。他方はイギリスの

例及びその集約的農業を斷念し、農民を最大限に保つ事に價値をおく見解である。一八一六年の調整勅令 *Regulierungs- und Ablösungsgesetz* は、長い審議の後に漸く現れたが、それは政府の政策と農民保護との妥協を意味してゐた。」

このような「小農」創設を意圖しながらも、且つ同時にグーツ經營の保全をはかろうとする「改革」の方針はそれ自體矛盾を含むものであつたが、これらの方向を終局的に決定するものは、グーツヘルと農民との間の力關係であつた。そしてグーツヘルの「改革」方式が、決定的にイニシアティブをとるようになるのは、一八一六年の「宣言」であり、この「宣言」の中に示されている調整資格の限定と賠償規定（世襲農民の場合には三分の一、非世襲農民の場合には二分の一の土地割讓）は、グーツヘルの領地擴大と多數の調整無資格農民からの土地〔「生産手段」〕の剝奪をもたらした。それは言うまでもなく、勞働力商品化の前提であり、賃銀勞働者創出のための條件であつた。

またグーツヘルにとつては、賦役の廢止、*Gesinde* の廢止が、これらに代る勞働力を要求し、また劣悪な保有權の農民地の統合や、土地割讓による領地擴大の爲に、更に大きな勞働力が必要となる事情があり、調整から除外され土地から解放された農民は、再びグーツ經營の中に、賃勞働者として吸收される必然性があつたのである。

以上の點から考察すれば、「解放」以後の廣汎な賃銀勞働者の創出は、「解放」の直接的な目的ではなくして、むしろ「小農」創設の原則がグーツ經營の保全の方向にまげられたことの結果であり、「小農」創出を目的とした「解放」そのものからすれば、副次的効果といえるのである。クナツプは、一國家は調整および償却立法 *Regulierungs- und Ablösungsgesetzgebung* のすべての場合にも、廢止された賦役の代替としていかなる勞働者

が現れるべきであるかという問題については沈黙していた。かくて國家が沈黙していたために、グロツヘルの強い利害關係が決定権をもち彼等はインストロイテの形態をえらんだのである」とのべている。

(1) 以下の立法内容の分析は主としてクナップの研究に據る。

(2) これは一八〇九年四月八日、シュレジアに對する公告（これは後に全プロイセン州にも擴大せられた）の中に明らかにされ
No. Goltz, *ibid.* S. 71.

(3) Knapp, *ibid.*, Bd. I. S. 129.

(4) Knapp, *ibid.*, Bd. I. SS. 165—6. Bd. II. S. 257—8.

(5) Knapp, *ibid.*, Bd. I. S. 176.

(6) Knapp, *ibid.*, Bd. I. S. 189.

(7) Carl Jenisch, *Die Agrarkrisis* S. 11—12.

(8) Knapp, *ibid.*, Bd. I. S. 127.

(9) Max Weber: *Wirtschafts geschichte*, S. 103.

(10) Knapp, *ibid.*, Bd. I. S. 294.

III 「分割」による階級分化の促進

前節にのべた農業變革の諸立法とともに、一九世紀初頭には、ドイツ農業に大きな經營様式の變革——とくに農業技術の改良が見られる。

周知のように、當時 Schubart, Bergen, A. Thier, Schweiz, Koppe 等によつて唱導された合理的農業經營が現實に採用せられて、生産力は非常に増大された。本來「農民解放」自體は、一八世紀後半より生産力増強によつ

て經營の収益性を高めようとするグーツヘルの努力を、その主要な動因としていたのであつて、生産力の發展が、かかるグーツヘルに農民的關係のユンカーに賃銀労働者關係への變換を要求したのであつた。

即ち、三圃制農業經營に代るとなる改良三圃制經營 verbesserte Dreifeldwirtschaft、輪裁式經營 Fruchtwech-selwirtschaft、穀草式經營 Koppelwirtschaft の採用、馬鈴薯、豌豆、亞麻、菜種、及び甜菜等の商品作物の栽培、牧畜飼養の集約化、そして農具の改良等の農業技術の改良が廣汎に展開された。前述の如く、一八二一年には、「共有地分割法」 Gemeinheitsheimgesundung が出されたが——古い共同體的土地利用方法を破棄して、私的土地の自由な利用を目的としたところの——、この法律は、かかる農業革命の進行が要求したものであり、又逆に、この法律發布によつて、經營様式の變革が更に促進されたのであつた。

すでに見た如く、一八〇七年の十月勅令を起點とし、一八一六年の「宣言」 Deklaration をその頂點とする調整の諸法律の中にすでに、小農民 kleine Mann, kleine Leute を賃銀労働者化せしめる必然性が存したが、この一八二一年の「共有地分割法」によつて行われた共同地用益權の分割とそれに伴う農地の整理——いわゆる分割 Separation とよばれる——とは賃銀労働者を更に増加せしめた。

共有地分割法は本來、從來存したところの土地に對する共同體的利用權とくに、牧場・耕地・草地・林野に於ける共同放牧權を廢棄し、又森林・原野について存在する他の利用權——飼料木材の共同採取權等——を消滅せしめ、個々の所有者に、自己の考えに従い、合理的經營の要求に適する様に土地を利用し經營する可能性を與えることを目的とし、共同牧場を分割して、すべての牧場利用權者に、その利用權の割合に應じた割當部分を自由な利用に委ねられる所有地として與える事を規定した。従つて共有地分割の實施は、耕地境界の新しい區分を必

要とし、これと共に農地調整或いは耕地の整理が行われねばならない。かくて新しい農地の上に、道路や溝がつくられ、新しい境界が作られて、個々の農場所所有者は、多数の小さな、村落内に分散していた土地を、比較的大きな土地にまとめ、自由に利用し得るようになった。このような、共有地分割とそれに伴う農地の整理は、プロイセンにおいては、分割 Separation とよばれている。(もつともプロイセンに於て分割とよばれる過程がすでに、一八世紀後半より始つていた事をクナップは指摘している。²⁾即ち、當時すでに經營様式の變革の努力を始めていたグーツヘルは、農民保有地と混在し、且つ村落内に散在していた自己の耕地を農民保有地から分割し、一ヶ所に集めて栽培區域を經營様式の變化に應じて變化させた。またG・ハンセンによれば、かかる過程はプロイセン以外の地域においてもあらわれ、シュレスウイヒ・ホルンシュタインでは Enkoppelung、ハノーバーでは Verkopplung、その他のところでは Konsolidation, Commutation とよばれたといわれている³⁾。

分割は、その手續の困難さと煩雜さの爲に、また農民の共同體的諸制度への執着によつて、徐々にしか進行しなかつたが、その結果は多くの農民から、その時まで彼等の生存の大きな支柱をなしていた共同地用益を奪うことになつた。ゴルトによれば、特に共同地放牧權の廢止は、農民にとつて大きな打撃を與えた。「共有地分割法」の制定に參割したA・テアは、夏季厩飼 Sommerfütterung に高い價值をみとめ、その採用によつて多数の經營が著しく進歩するものと期待したが、多くの經驗の後に明らかになつたことは、「舊プロシヤ州における經營の殆ど大多数は、厩飼を行うよりは、夏季に牛類の放牧を續けた方がより好ましい状態にあることだ。大土地所有者にとつて、事情は農民に對すると本質的に異なる。前者は甚だしく擴げられた耕作地域を所有したし、往々廣大な常任的な放牧地域をも所有したので、彼等の所有した牛類の群は充分なる場所と、充分なる牧場飼料

とを見出した。農民はこれと反對に從來の牧地を失つていた。農民が農地をすてて、暫時的に牧場にかえつたとしても、その管理は甚だ大なる困難と費用とを伴つていた。個々の栽培地區の廣さが甚だ狭小であつたので、家畜が隣接せる耕地に害をひきおこさぬようにしようとするれば、それには既に重要な監視が必要であつた。」という事であつた。

更に、ホイスラー・アインリーゲル・インストロイテ等の小農民については、その受けた打撃は甚だしかつた。彼等の耕地は家畜を牧養せしめるのに充分でなく、又夏季厩飼に必要な青草飼料を得るのにも不足し、その經濟状態が悪ければ、燃料を購入する事も困難であり、一頭の牝牛や一對の羊を飼う事すらがなかなか難かしいことになつた。彼らは以前には放牧權、森林諸權利を享受していたのであつて、それは彼等の生存の支柱をなしていたが、この共同體的用益權の廢止は、彼等に大きな壓迫を加えた。一八四八年の「三月革命」前後における農民の反抗の主要原因は、このような「分割」による小農民たちの經濟状態の急激な悪化、没落であつたといわれる。

「分割」は、かくて既存の小農民を調整によつて解放された農民から、急速に分離せしめ、彼等を没落させ、賃銀労働者として固定したが、他方に於て、それは新しく賃銀労働者（小規模な土地を所有する）群をつくり出した。即ち「分割」によつて、多くの未耕地が耕地化されたため、そこに新しい労働力が補填されねばならなかつた。又たとえ調整されたにしても、分割によつて損害を蒙つた農民の一部は土地移讓を餘儀なくされ（とくに不況時における資金難は、農民に土地賣却を迫つた）、この新しくつくられた耕地や空白となつた土地は、以前の賦役農民の子弟や調整無資格農民に買いとられ、彼らは小土地を所有する労働者としてそこに移住した。分割に

よつて農民に與えられた土地のうちで遠隔地にある部分は、賃銀労働者に委せられ、多くの賃銀労働者がそこに移住 *Ansiedelung* した。つまり「分割」——共有地分割と農地整理——の過程において、擴大せられたり空白となつた農地には、新しく小さい土地を有する賃銀労働者が裝置されたのであつた。

かくして「分割」 *Separation* は一方になつて、調整無資格農民——*Insultete, Einlieger, Häusler* 等の賃銀労働者を行う小農民を、調整農民から分離し、同時に、かかる賃銀労働者を増加せしめる可能性を與えたのである。

かくして一八〇七年の「一〇月勅令」に始る「農民解放」は、先づ一八一六年の「宣言」を決定點とする調整 *Regulierung* によつて、形式的には「小農」を創設せしめたが、同時にその極度に限定せられた調整資格の爲に、間接的に調整無資格農民の賃銀労働者化を結果し、他方における農民保護の廢止による統合や併合を通じて、又賠償によつて擴大されたグーツ經營え、彼等を固定する條件をつくつた。更に一八二一年の共有地分割法を中心とする「分割」の進行は、不十分な労働條件しか持たない農民を没落させ、賃銀労働者を更に増加せしめた。

ところで、「改革」立法の行われた當時のプロイセン農業の狀態はどうであらうか。一八一三年より一八一六年まで續いた解放戰爭は、農地の荒廢と農業經營者の負擔の加重をもたらし、又一〇年代の終りから穀物價格の下落〔大陸封鎖の施行によるイギリス市場の喪失、その他フランス・スペイン・スエーデン等の諸國の保護關稅政策による〕が始まり、又一八二三年の農業不況は、グーツヘル並びに獨立の農業經營者になつたところの農民に大きな打撃を與えた。グーツヘルにとつて調整は賦役や役蓄の喪失をもたらし、それらに代る農具や、労働設備の購入など、經營の近代化の爲の資本を要し、農業不況による地價の下落、農業收益の減少に加えて、グーツ

ヘルを壓迫した。これは當時しばしば行われたグーツヘルの土地賣却を見てもわかることである。たとえば一八五一年の下院への報告書の中には、二〇年代の農業危機の間に、東プロイセンでは、グーツヘルの八〇%がその領地を失つたといわれている。又賠償の爲の地代支拂〔資金難に苦しんだグーツヘルは、賠償を土地割譲によるよりも、地代で支拂われることを望むことが多くなつた。〕は農民にも壓迫を加え、調整された農民もこの時期には没落するものが多かつた。従つて所有地が小さくて、その有する勞働力を全部要求する程大きくない場合や、その土地の收益が小さい場合には、むしろ日傭賃銀勞働者 *Gutsgehilfe* より經濟状態は悪かつたと考えられる。三〇年代の初めに、ハクストハウゼン *Haxthausen* が「プロシヤでは幾千の農民は大して困難もなく土地を競賣に附し、農業日傭人の身分に移ることを、決して成り下つたことでもなければ、又不利益とも思わない。」と言つたように、當時の現實の經濟状態からすれば、後述する如き多分に小經營者の性格をもつた賃銀勞働者と、農民との間の階級的分化は深くなかつたと考えられ、農業經營者にとつては經營擴大が要求されなかつたと考えられる。

二〇年代の農業危機は、漸く三〇年代になつて克服され、景氣の回復、穀物價格上昇の傾向があらわれた。危機を國家的援助によつて切りぬけてきたグーツヘルは、ここに急速に經營様式の改良を行い、この三〇年代に始るプロイセン農業の繁榮期を迎えて、大きな利益を収めた。調整せられた農民については、償却の負擔や資本の不足、新しい合理的農業經營に對する經驗の不十分なために經營様式の改良は、急速には行われず、（たとえば一八二二年に出された共有地分割法の實施も、農民の舊い共同體的制度への執着のために、なかなか進歩せず、漸く四〇年代になつて完了したといわれている）四〇年代になつて、穀物價格の上昇によつて漸く資本を蓄積し始め、經營様式改

良も行われるようになって、始めて彼等の窮乏状態は克服された。

かくして同時に農業賃銀労働者と、農民との経済状態の差は甚だしくなり、農業経営者は土地取上による経営擴大に努力はじめ、インストロイテは、その小土地所有者の性格を漸次奪われ、賃銀労働者としての性格を濃厚にし、ここに小農民は賃銀労働者として固定せられたのであった。¹⁰⁾

- (1) これらの農業經營様式の改良については、ユルツ「ドイツ農業史」山岡亮一譯 二四三頁以下を参照。
- (2) Knapp. *ibid.* Bd. I. S. 59.
- (3) Georg. Hanssen, *Aufhebung der Leibeigenschaft und die Umgestaltung der gütlichlich = ländlichen Verhältnisse überhaupt in den Herzogthümern Schleswig und Holstein.* S. 71.
- (4) ユルツ「農業史」譯 一七七頁
- (5) Rodertus Jaegow は言じてゐる「共有地分割は農民村落において定住しない、nicht angesehene あるいは賃借料を拂つて住んでゐる労働者に立入を禁じ、牝牛や豚や鷲鳥の飼育を奪つた。以前には慣行として、それがみとめられていたのであつたが、しばしば言われるように定住しない労働者 nicht angesehene Arbeiter の状態の變化が今日（一八四九年）の農村廢墟の主原因である。彼等の中では『共有地分割により農民は貴族になり、われわれは乞食になつた』という文句 (Sprichwort) があつた」Knapp. *ibid.*, Bd. I. S. 306.
- (6) Goltz *ibid.* S. 106.
- (7) A. S. von Wallerhausen; *Deutsche Wirtschaftsgeschichte 1815—1914.* S. 40. 及び C. Jentsch. *ibid.* S. 29—31.
- (8) Angst Freiherr von Haxhausen; *Die ländliche Verfassung in den einzelnen Provinzen der preussischen Monarchie.* I. Abtheilung. 1839. S. 106.
- (9) ヴーツヘルに對しては政府より「復興」Rehabilitament と稱する財政的補助が與えられた。詳しくは林健太郎氏「プロシヤ農業變革とエンカー經營の發展」(社會構成史叢書六卷) 九二頁—九五頁参照。

(10) 共有地分割に伴う階級分化の進行については Knapp, *ibid.* Bd. I. S. 304 以下参照。

IV 賃銀労働者の諸形態

すでにIにのべたように、一九世紀初頭、改革前のプロイロンに於ては、インストロイテ *Institute*、アインリ
ーデル *Einlieger*、ロスロイテ *Losleute*、ホイスラー *Huisler* 等、小農民が多数存在した。彼等は土地保有者では
あつたが、その土地が小なるために、それだけでは自己の生計を維持し得ず、又共同體的諸權利も不完全であつ
たために、グーツ經營の中で賃労働を行わざるを得なかつた。ところで「調整」は、これらの小農民を所有權附
與から除外し、賃銀労働者として固定するとともに、ラツシーテン農民の中からも手耕役農民を分離させ、彼等
をも賃銀労働者たらしめた。かくて調整によつて増加されたインストロイテを中心とする農業労働者群は、前に
見た如く、分割を通じてその小經營者の性格を失ひ、賃銀労働者として固定せられた。

これらの賃銀労働者の中には、いろいろの集團が含まれ、そのうけとる賃銀の生計中に占める割合によつて、
種々の段階があつた。以下それらの各集團の形態を考察する。

(1) 契約によつて固定せられた賃銀労働者。「解放」以後の農業労働者の中で最も多数を占めていたのは、イ
ンストロイテ *Institute*、*Insmann*。——あつは *Hofajelöhner*、*Dienstleute*、*Dreschgerinner* とよばれる——であ
つた。又これらは通例農場日傭人 *Grutajelöhner* とよばれる。

彼等はその傭主との間に、長期の「二年あるいは半年の」解約告知權のある契約をむすんだ。この契約によれば
一般にインストロイテはその住居の外に、三〜九モルゲンの穀畑、野菜・馬鈴薯栽培の爲の一〜一・五モルゲン

の畑地と多少の家畜とを與えられた。又一定の現物給付に對して打穀する權利を有していた。

これに對してインストロイテは日々、一定の自己および家族の勞働力を提供すべき義務があつた。それ以上にグーツヘルが要求する場合には、それに應じて日賃銀を取つた。かかるインストロイテの制度は、グーツヘルにとつても、インストロイテにとつても、合目的な制度であつて、兩者を相互に密接に索引せしめる關係を意味した。ゴルツは、このインストロイテとグーツヘルの契約關係は、古いグーツヘル農民的關係のモゼイフイケイションと考えられるとべている。従つてインストロイテは、解約告知權 *Kündigung* を有するとはいへ、現實にはグーツヘルが強制力を持ち、解約告知は殆ど行われなかつた。かくてインストロイテはグーツ經營の中に契約的に束縛されていたのであつた。しかもインストロイテは、自己の小經營地をグーツヘルより與えられ「この場合インストロイテは地代を支拂うが」、小經營者として、土地所有から完全に分離された純粹な賃銀勞働者となり、穀物その他の農産物價格の高騰を歓迎する點において「貨幣勞賃を支拂われるところの農業プロレタリアにとつては、農産物の低價格が好ましいのであるが」、又大規模の農具をグーツヘルが貸與し、連枷 *Dreschfliegel* や大鎌 *Seise* をインストロイテが所持するというような勞働手段の共同所持の點に於て、グーツヘルとインストロイテの間には經濟的利害の共通性 *ökonomische Interessengemeinschaft* が存した。

かくして契約的に束縛せられたインストロイテは、一方に於て小農業經營者としての性格をもち、他方に於て自己の勞働力を部分的に商品化する賃銀勞働者としての性格を同時にもつところの特殊な農業勞働者として、ユンカー經營の勞働力の中核を形成したのであつた。

(2) 契約關係なき賃銀勞働者

これらの農業労働者は、*アインリーガ Einlieger*、*ロスロイテ Losleute*、*ロスゲンガー Losgänger* 等とよばれ、大抵は村落内の農民のところに間借りして生活している。彼等は、何等の契約関係も持たないが、あるいはきはめて緩い契約關係に置かれてにすぎない。彼等は、確定的な労働場所をもたず、その欲するところで、貨幣賃銀あるいは現物給付に對して労働力を提供する。その住居・土地に對しては賃借料を支拂つてゐるのであるが、その他に又一定の日數の間收穫あるいは打穀の賦役を行わねばならない。

これらのアインリーガー・ロスロイテの特徴は、何等契約關係を持たないで、自由に自己の労働力と時間を處分し得る點にあるが、彼等の生活は極めて不安定であり、冬期にはしばしば仕事を失つて飢餓状態に陥ることがあつた。このような賃銀労働者層は、當時の農業労働者の中で最下層の集團であつて彼等は正しくプロレタリアートであつた。

(3) 零細土地所有労働者

これらはホイスラー *Häusler*、*アイゲンケトナー Eigenkötter* とよばれ小規模な土地を所有しているが、この土地からの収益のみで生活し得ない爲に、賃銀労働を行うところの農業労働者である。彼等は小規模にしても土地を所有している點に於て、獨立の農業企業者に近い地位を有している。「解放」前には、事實彼らは農民層に屬していたし、しばしば本來の農地所有者の息子であつた。「解放」以後には、人格的にも物的にも、自由な土地所有者となつたけれども、調整から除外され、又グーツヘルに吸収されたりした爲に、その土地は小となり、その結果自己の土地を經營すると共に、他人に雇傭されて賃銀労働を行う事を餘儀なくされたのであつた。従つて彼等は、獨立した農民と、インストロイテ等の日傭人との中間的存在であつたと言える。彼等は固定した住居

と故郷をもち安定性を得ていた。人格的には日傭人よりもはるかに自由であり、若しその所有する土地が大きくその経営者が有能な場合には、その経済状態も良好であつた。

これらの三つの農業労働者の集團の他に、ゲジンデ Gesinde とよばれる労働者があつた。これらは傭主の住居あるいは農場に住込み種々な僕婢的労働を行つて賃銀を得ていたが、彼等は固定した農業労働者の集團を構成せず右の三つの集團から出、その状況の變化によつて三集團のどれかに歸つて行くところの過渡的な存在であり、農業労働者の固定した層としては位置づけられないものである。

以上のべたとおり、「解放」以後、エンカー經營の基礎となつたところの賃銀労働者の中核はインストロイテであつた。彼等は本來、手耕役を行つた小農民であつたが、調整より除外され、グーツヘルによつて土地を全面的に、あるいは部分的に失い、その獨立性を奪われ、再びグーツヘルによつて土地を配分されてそこに契約的に束縛され、エンカー經營の労働力として位置づけられたのであつた。彼等は、上方には、調整によつて自立し、富農化して行く農民と、下方にはロスロイテ・アインリーガー等の農業プロレタリアートをもち、それらの中間的な存在であつた。そしてすでにのべた通りインストロイテは、自己の労働力を一部分は商品化しながら、同時に小規模な自己經營を行うという特殊な性格を有していた。もちろんこのような不安定な状態は、農業經營の資本主義化が進むに従ひ破られ、彼等は労働力の販賣のみによつて生きて行くところのプロレタリアートに轉落する運命をもつている。

本稿においては、主として一八〇七年以後、一八二一年までの、「解放」立法を中心として考察されているた

め、四〇年代末より始ると推定されるインストロイテの變質過程、さらに一八四八年の「三月革命」とその貧しき所得としての一八五〇年の農業諸立法を経て、東エルベに展開されるプロイセン農業の新らしい發展の問題は、次の研究課題として、ここに提起される。

(1) 以下の記述はクナッポェルツ等の分析を基礎にしてゐる。

(2) *Gold. Jbid.* S. 96.

(3) *Max Weber; Wirtschaftsgeschichte* S. 92. *および* *August Shalweit; Agrarpolitik* S. 279. 參照。

(本稿は昭和二十六年度文部省研究費による共同研究の一部として書かれたものである。)

前 號 目 次

第六十八卷 第六號

(昭和廿六年十二月發行)

イギリス勞働問題特集

イギリス勞働者階級窮乏化の一斷面

岸本英太郎

イギリス炭鑛業と勞働者階級

前川嘉一

トーマス「初期工場立法」

片岡 昇

第六十九卷 第一・二號

(昭和廿七年二月發行)

理論經濟學特集

ケインズの費用圖式

青山秀夫

有效需要と雇傭

鎌倉 昇

同次性の公準とセイの公準とは

今川 正

等値でない

清水義夫

完全雇傭と經濟安定政策

田口芳弘

現代イギリス經濟學界の動向

田口芳弘